

○職場実習及び実戦実習実施要領の制定について

(平成27年7月3日例規第16号)

この度、別記のとおり「職場実習及び実戦実習実施要領」を制定し、平成27年4月1日以降に奈良県警察に採用された巡査に対して実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

なお、「職場実習実施要領の制定について」(平成17年9月例規第23号)及び「実戦実習実施要領の制定について」(平成17年9月例規第24号)は、平成27年3月31日までに奈良県警察に採用された巡査に対する実戦実習が終了する日(平成27年12月31日)をもって廃止する。

別記

職場実習及び実戦実習実施要領

第1 総則

1 目的

この要領は、奈良県警察教養細則(平成13年9月奈良県警察本部訓令第15号)第16条第2項及び第17条第3項の規定に基づき、職場実習及び実戦実習に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実習の目的

(1) 職場実習

職場実習は、初任科の課程を修了して警察署に配置された警察官(以下「職場実習生」という。)を対象に、現場実習及び勤務体験等の方法を通じて、地域警察官として必要な知識及び技能を修得させることを目的とする。

(2) 実戦実習

実戦実習は、初任補修科の課程を修了した警察官(以下「実戦実習生」という。)を対象に、独立性の強い勤務を通じた補強教養により、実務に習熟させ、採用時教養修了後の本格的実務への移行に対応し得るだけの能力を修得させることを目的とする。

第2 実習の期間

1 職場実習

(1) 職場実習は、初任科卒業から初任補修科入校までの間とし、長期課程及び短期課程共に3か月とする。

(2) 職場実習は、地域実習2か月、捜査実習1か月とし、地域実習、捜査実習の順

に行うものとする。

- (3) 警察本部長（以下「本部長」という。）は、特に必要がある場合には、職場実習を1か月までの間延長することができるものとする。
- (4) (3)により延長した期間は、地域部門での実習とする。ただし、真に必要がある場合は、本部長が別に定めるところにより、最小限の期間、地域部門以外の部門において実習させることができるものとする。

2 実戦実習

- (1) 実戦実習は、初任補修科卒業から採用時教養修了までの間とし、長期課程5か月、短期課程4か月とする。ただし、1の(3)の規定により職場実習を延長した場合は、その延長した期間に相当する日数を短縮するものとする。
- (2) 実戦実習は、地域部門での実習とする。ただし、真に必要がある場合は、本部長が別に定めるところにより、警ら用無線自動車勤務等を体験させ、又は一時的に地域部門以外の部門において実習させることができるものとする。

第3 実習生の所属等

職場実習生及び実戦実習生（以下単に「実習生」という。）の所属は、配置先警察署とし、実習期間中の居住先については、原則として、待機宿舎又は独身寮とする。

第4 実習先

1 職場実習

- (1) 職場実習先は、原則として、配置先警察署の交番又は署所在地（以下「交番等」という。）及び刑事課（奈良警察署、橿原警察署及び高田警察署にあっては、刑事第一課及び刑事第二課。以下同じ。）とする。
- (2) 職場実習先の交番等は、原則として、地域実習期間を通じて同一とする。ただし、交番等により、取扱事案の内容、件数等に極端な差異がある場合において、配置先の警察署長（以下「署長」という。）が、教養効果を上げるため必要があると認めるときは、交番等を変更することができるものとする。
- (3) 身分上の取扱い

職場実習期間中における職場実習生は、交番等勤務とし、捜査実習期間中においては、刑事課勤務を兼務とする。

2 実戦実習

- (1) 実戦実習先は、原則として、交番等とする。
- (2) 実戦実習先の交番等は、原則として、実戦実習期間を通じて同一とする。ただし、交番等により、取扱事案の内容、件数等に極端な差異がある場合において、署長が、教養効果を上げるため必要があると認めるときは、交番等を変更するこ

とができるものとする。

第5 教養体制等

1 教養担当者

- (1) 教養担当者は、副署長又は次長をもって充てる。
- (2) 教養担当者は、勤務面及び生活面に関する全般的な指導計画を策定し、教養指導者等（2から5までに規定する教養指導者、教養補助者、実習指導員及び実習補助員をいう。以下同じ。）を指揮するとともに、警察学校との連携を密にし、実習の効果的な推進を図るものとする。

2 教養指導者

- (1) 教養指導者は、実習に係る業務を担当する課（以下「実習担当課」という。）の長及び警務課長をもって充てる。
- (2) 実習担当課の教養指導者は、実習生の指導教養を行うとともに、実習内容を確実に修得できるよう実習指導員等を指揮し、実習を計画的に推進するものとする。
また、警務課長は、他の教養指導者等と連携し、実習期間中における私生活面の指導教養を行うとともに、教養担当者を補佐して実習の効果的な推進を図るものとする。
- (3) 教養指導者以外の各級幹部は、実習が円滑かつ効果的に行われるよう協力するものとする。

3 教養補助者

- (1) 署長は、実習担当課の警部補の階級にある警察官の中から、教養補助者を指定し、運用することができるものとする。
- (2) 教養補助者は、実習生の指導教養を行うとともに、教養指導者を補助し、効果的な実習が行われるよう実習指導員の指導教養に当たるものとする。

4 実習指導員

- (1) 署長は、実習担当課の警部補以下の階級にある警察官の中から、人格的に優れ、身近な先輩として指導力及び行動力を有し、かつ、勤務成績が優秀な者を実習指導員に指定するものとする。
- (2) 実習指導員は、担当する実習生に対して実習内容に応じた指導を行い、実習生の実務能力の向上を図るものとする。
- (3) 署長は、原則として、職場実習における実習指導員（以下「職場実習指導員」という。）と同一の者を実戦実習における実習指導員（以下「実戦実習指導員」という。）に指定するものとする。
- (4) 署長は、第4の1の(2)又は2の(2)の規定により交番等を変更する場合その他必

要があると認める場合は、他の者を実習指導員に指定することができるものとする。

- (5) 署長は、実習項目又は実習内容によって、他の者による指導の方がより効果的であると認める場合には、実習指導員以外の者に指導させることができるものとする。

5 実習補助員

- (1) 署長は、必要に応じて、実習補助員を指定し、運用することができるものとする。
- (2) 実習補助員は、実習指導員を補助し、実習生の指導教養に当たるものとする。

6 報告

- (1) 署長は、実習指導員を指定したときは、実習指導員指定報告書（別記様式第1）により、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）を経由して本部長に報告するものとする。
- (2) 教養課長は、(1)の規定による報告があったときは、第9に定める連絡等に資するため、当該内容を速やかに警察学校長（以下「学校長」という。）に通知するものとする。

第6 実習記録表

- 1 実習においては、職場実習及び実戦実習を通じて、実習記録表（別記様式第2）に掲げる職務について教養を行うものとする。
- 2 実習指導員は、実習記録表を活用して実習生と共に実習状況を確認し、実習記録表のレベル到達状況欄には達成状況を、メモ欄には指導状況等を記載するものとする。
- 3 実習生は、適宜、実習記録表を確認し、実習の状況及び進捗を自ら把握して、主体的な実習を心掛けなければならない。
- 4 教養指導者は、適宜、実習指導員に実習記録表を提出させ、実習状況等を確認するとともに、実習の目的を達成する上で必要な指示事項をメモ欄に朱書するなど必要な指導上の管理及び調整を行うものとする。

第7 職場実習実施要領

1 職場実習の指導形態

(1) 地域実習

地域実習は、交替制勤務とし、職場実習指導員のマンツーマンによる同行指導の下に、地域警察官として必要な知識及び技能を修得させるものとする。

(2) 捜査実習

捜査実習は、毎日勤務とし、原則として、職場実習指導員のマンツーマンによる指導の下に、司法警察職員として必要とされる基本的な捜査実務に関する知識及び技能を修得させるものとする。

2 実習の内容、方法等

(1) 基礎教養

教養担当者は、職場実習の最初の3日間は、基礎的教養実施基準表（別表）に定める教養項目により、基礎的な教養を実施するものとする。

(2) 職場実習日誌

職場実習生は、職場実習期間中、職場実習日誌（別記様式第3）を作成するものとする。この場合において、原則として、作成の都度、職場実習指導員を経由して教養指導者に提出し、積極的に教養指導者又は職場実習指導員の指導を求めるものとする。

(3) 地域実習

ア 地域実習においては、実習記録表の実習項目について、到達レベルに応じた段階的な教養を行うものとする。

イ 教養指導者等は、職場実習の効果を高めるため、職場実習生の能力、体験程度等を勘案しながら、職場実習生が実習項目について効率的かつ主体的に体験し、又は修得することができるよう配慮するものとする。

ウ 地域実習の期間中においては、特に、地域警察官として必要とされる基本的な捜査書類の作成能力を確実に修得させることとし、事後に行う捜査実習が効率的かつ効果的に推進できるよう配慮するものとする。

(4) 捜査実習

ア 捜査実習においては、実習記録表の職務のうち、事件・事故捜査、被疑者の逮捕及び捜査活動について、重点的に指導教養を行うとともに、逮捕事案等の事件発生から送致までの一連の捜査手続を見聞し、又は体験させるものとする。

イ 教養指導者等は、実習記録表の実習項目について、職場実習生の能力、体験程度等を勘案し、職場実習生が主体的に体験し、又は修得することができるよう配慮するものとする。

ウ 捜査実習においては、事件当直勤務を必須とし、実習指導員の下で、当該勤務を通じて、数多くの事件及び事故を体験させ、捜査部門における当直勤務の概要を理解させるとともに、その初動対応要領を体験させるものとする。

3 職場実習修了時の措置

(1) 署長は、職場実習が修了したときは、職場実習結果報告書（別記様式第4）を

職場実習生及び教養指導者等に作成させ、速やかに学校長に送付するものとする。

- (2) 学校長は、署長から送付を受けた職場実習結果報告書の記載内容を勘案し、警察署が希望し、又は必要とする教養を初任補修科の授業に反映させるものとする。
- (3) 学校長は、(1)の規定による送付があったときは、職場実習結果報告書の写しを作成し、教養課長に送付するものとする。

4 実施上の留意事項

- (1) 署長は、職場実習生に、受持区（奈良県地域警察運営に関する訓令（平成元年9月奈良県警察本部訓令第11号）第33条に規定する受持区をいう。以下同じ。）を持たせないものとする。
- (2) 職場実習生には、現行犯人逮捕等目前急迫の事案発生の場合を除き、単独での職務執行は行わせないものとする。
- (3) 職場実習生には、正規の勤務員（戒護員又は看守勤務員）の補助的な立場であっても、護送活動及び看守活動を行わせないものとする。
- (4) 署長は、第2の1の(3)の規定により職場実習が延長されたときは、当該延長に係る期間（地域実習に係るものに限る。）については、職場実習生の能力、修得状況等を勘案して、職場実習指導員のマンツーマンによる同行指導、職場実習指導員の管理及び指導を受けさせながらの独力による勤務等を織り交ぜて行うものとする。
- (5) 捜査実習は、職場実習指導員のマンツーマンによる指導を原則とするが、マンツーマンにより難い特別の事情がある場合には、職場実習の効果を妨げない範囲内で一人の職場実習指導員が複数の職場実習生を担当することができるものとする。この場合において、教養担当者は、一部の職場実習指導員に過度な負担とならないよう配慮するものとする。
- (6) 教養指導者は、真に教養の効果が上がるよう業務全般を見据えた上、係間の連携に配慮するなど、その指導体制の確立を図るものとする。

第8 実戦実習実施要領

1 実戦実習の指導形態

実戦実習は、実戦実習指導員の管理及び指導の下、実戦実習生の独力による地域勤務を行わせるものとする。この場合において、必要があるときは、実戦実習生個々の能力や修得状況、実習先の交番等の取扱業務及び実習内容等を総合的に勘案の上、マンツーマンによる同行指導を実施するなど、実態に即した弾力的な運用を図るものとする。

2 実習の内容、方法等

- (1) 実戦実習においては、その進捗を把握し、教養効果を高め、最終的には独力による職務執行ができるようにすることを目的とした教養を行うものとする。
- (2) (1)の教養を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 実習記録表の実習項目について、到達レベルに応じた段階的な教養を行うこと。
 - イ 職場実習期間中に使用した実習記録表を引き続き活用すること。
- (3) 教養指導者等は、職場実習及び初任補修科における修得状況を踏まえ、実戦実習生の能力、経験等を勘案しながら、実習記録表に掲げる職務について効率的かつ主体的に体験し、及び修得することができるよう配慮するものとする。

3 実戦実習修了時の措置

- (1) 署長は、実戦実習修了時において、実戦実習生の修得状況の確認、今後の指導方法等に関する検討会（以下「初任総合検討会」という。）を開催するものとする。
- (2) 初任総合検討会には、教養担当者、教養指導者、実戦実習指導員及び実戦実習生が出席するものとする。この場合において、署長は、警察学校の教官又は警務部教養課の警部補以上の警察官若しくはこれに相当する一般職員の出席を求めるものとする。
- (3) 実戦実習生及び教養担当者等は、初任総合検討会の結果に基づいて、実戦実習結果報告書（別記様式第5）を作成し、署長に提出するものとする。
- (4) (3)の規定による提出を受けた署長は、実戦実習生の修得状況を勘案し、必要と認める者に対して引き続き実習項目の修得に向けた個人指導を行うなど、今後の指導方針を決定の上、実戦実習結果報告書により、教養課長を経由して本部長に報告するものとする。
- (5) (4)の規定による報告の後、教養課長は、実戦実習結果報告書の写しを作成し、学校長に送付するものとする。

4 実施上の留意事項

- (1) 署長は、実戦実習生に、受持区を持たせることができるものとする。
- (2) 署長は、特に必要があると認める場合は、実戦実習生を正規の勤務員（戒護員又は看守勤務員）の補助的な立場の者として、護送活動及び看守活動の実習を行わせることができるものとする。ただし、実戦実習生をこれらの活動に従事させるに当たっては、交番等における地域警察活動を修得させることに支障を生じることがないように従事回数等について配慮することとする。
- (3) 教養担当者は、実戦実習指導員に複数の実戦実習生を担当させる場合は、一部

の実戦実習指導員に過度な負担とならないよう配慮するものとする。

- (4) 警察学校の教官等は、実戦実習期間中、必要に応じて随時、交番等を訪問し、実戦実習生の実習状況を確認するとともに、必要な助言、指導等を行うものとする。

第9 相互の連絡等

- 1 教養課長、学校長及び署長は、相互に緊密な連絡をとり、採用時教養を効果的かつ効率的に実施するよう配慮するものとする。
- 2 署長は、実習期間中、実習生が速やかに職場環境に適応し、落ち着いて実習が受けられるよう、特に受入体制に配慮するとともに、必要に応じて、警察学校の教官等を交えて、実習生及びその指導に携わる者による検討会を行うものとする。
- 3 学校長は、実習期間中、必要に応じて、警察学校の教官に警察署を巡回させ、教養指導者等との連携の下に実習生の指導を行わせるとともに、必要に応じて、実習生を招致して検討会を行うものとする。
- 4 教養課長は、署長及び学校長と連携し、実習指導員（候補者を含む。）に対し、実習生の指導に必要な知識及び技能を修得させるための教養を実施するものとする。

第10 その他

- 1 実習記録表及び職場実習日誌については、実習担当課において管理することとする。
- 2 教養担当者及び教養指導者は、職場環境や生活環境が大きく変化する採用時教養期間中の実習生の身上把握に特に留意し、実習指導員等から実習生の勤務及び生活状況を聴取するなどして、実習期間中の事故防止に努めるものとする。
- 3 署長は、実習期間中において、余暇を利用した運動トレーニングの実施等により体力の維持及び向上に努めさせるとともに、運動習慣を身につけさせることとする。
また、柔道、剣道、逮捕術等の各種術科訓練についても、実習に支障を及ぼさない範囲において参加させるよう配慮するものとする。

(別表及び別記様式省略)